

付録1. 各国制度・政策・ビジネス環境と金融事情の要約

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名: アルメニア

	年	
人口	2005	310万人
一人当たりGNI	2005	1,120ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2005	46%
産業別比率	2003	
農業		23.5%
鉱工業		39.2%
製造業		21.9%
サービス業		37.3%

経済・社会に関する特記事項

1994年には停戦合意に達するとともに、国際機関やドナー各国からの支援を受けてマクロ経済安定化及び構造調整を開始した。その結果、土地改革、価格自由化、民営化、銀行の改革等が進められ、経済が安定して徐々に経済が回復軌道に乗りつつあり、特にニッチ市場をとらえた宝石加工及びワインを中心とする食品加工業の成長が著しい。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無 政策立案担当省・局	Law "On State Support of Small and Medium Entrepreneurship" Ministry of Trade and Economic Development (i) SME振興局、(ii) 対外経済政策局国際経済協力・輸出振興課、(iii) 投資政策・市場年間50万USD程度
中小企業振興にかかる予算額 中小企業・産業振興組織	・アルメニアSME開発センター(SME-DNC) ・アルメニア開発機構(ADA: 投資・輸出促進)

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

中小企業政策担当省が一元化されており、SME-DNCも地方事務所を3つから6つに増やすなど、活動が組織的に行われている(日本の中小企業セクター専門家のアドバイスがあった、とのこと)。

中小企業の実態にかかる発展段階	2
ビジネス環境にかかる発展段階	3
中小企業政策・制度にかかる発展段階	3

他ドナーによる支援アプローチ

・世界銀行	構造調整融資を通じたビジネス環境の整備、投資・輸出促進のためのトレーニング
・EU	TACISプログラムによるSME振興のためのアドバイザー
・USAID	ビジネスに関する法整備支援

わが国による支援アプローチの提言

小国で全体に目が届きやすく、自国の努力においてビジネス環境も急速に改善していることから、我が国が主導的に政策・制度面の支援に踏み込む必要性は低い。WTOへの加盟促進のための、輸出手続き簡素化といった制度面の支援が有効と考えられる。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

アルメニア国家統計局によれば、2002年におけるアルメニアにおける企業数は約18,000社であり、うち94%(17,350社)がSMEとなっている。工業分野では、1~5人の企業が1,600社、6~50人が720社、51~100人が103社、101人以上が189社となっている。

中小企業の実態

大企業には水道・電力や交通といった公共セクターが含まれるため、非効率な公共セクターの大企業に比較してSMEの従業員1人あたりの生産性は比較的高く、全企業生産高に占めるSMEの割合は42%となっている。

ビジネス環境指標

	アルメニア	OECD平均
起業所要日数	25日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	6%	6.80%
ライセンスの手続き数	20日	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	64.90%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	50	16.9
税務所要時間	1,120時間	197.2時間
輸出所要日数	34日	12.6日
輸入所要日数	37日	14日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

輸出のためにはいかなるライセンスも必要でなく(非関税障壁がない)、数量規制もない。各省によるライセンスも極力排除されて、安全基準といった必要最低限のものが残っているのみである。輸入関税についても、0%と10%の二種類しかない。アルメニアから輸出する場合の申請書類はこれまで22あったが、世銀とアルメニア政府との協議を通じてそれを13に減らしたものの、先進国に比べてまだまだ多すぎる。

## アルメニアの金融事情

### (1) 金融システム全般

アルメニアでは、マクロ経済は好調であるが、貧困の減少や雇用創出には顕著な進展が見られないという反省がある<sup>注1)</sup>。そのため、中小企業の発展が重要とされるが、同国では外部金融、特に中小企業の金融アクセスに多くの問題を抱えている。同国の企業の60.7%が金融アクセスの悪さが発展への障害になっているとしており、主な投資資金をどのように調達しているか、近隣旧社会主義国との比較で示した下表から、金融アクセスの問題が推測できる。

企業の資金調達源

	89.6	1.0	3.2	1.3	4.9
	83.7	2.2	6.4	2.8	4.9
	80.6	0.7	7.2	4.7	6.8
	51.3	15.9	20.0	10.5	2.3
	47.8	30.5	13.1	7.2	1.4

出典：Investment Climate Around The World WB 2003. p.122

上表の通り、必要資金の89.6%を「自己資金・その他」から調達しており、「資本市場」以下の正式のルートからの調達は全体の11.4%に過ぎない。ポーランドの52.2%、エストニアの48.7%とは大きな格差があり、グルジアやウクライナと比較しても少ない。内訳を見ると「資本市場」・「銀行」・「ノンバンク及びリース」からの調達は合計5.5%に留まり、うち銀行からの調達は3.2%である。ポーランドでは合計が50.8%、エストニアでの46.4%とは大差がある。この根本原因は、金融規律もビジネスにおける相互信頼も極めて低いこと、資本市場は取引量そのものが少なく透明性に欠け、流動性も低い未発達な市場<sup>注2)</sup>であること等にあり、民間セクターの発展の深刻な妨げになると危惧されている。

注1) 3.1百万人の55%が貧困層で、男性の53%に比し女性は23%しか職に就けていない (world Bank2001)

注2) 4市場あるが、何れも株式の登録簿、決済、保管等の構造的な問題を抱えている。

注3) Agricultural Cooperative Bank of Armenia (ACBA)は03年4月、IFCやUcbai (クレディアグリコル/仏のリース部門)、Lebanese Leasing Company[1]の支援を受けてアルメニアに商業リース会社 (ACBA Leasing) を設立した。資本金1百万ドルのうち27万ドルの出資と、2百万ドルローンを出した。目的は長期資金の調達が難しい資産の乏しい中小企業の金融を満たすためのものである。なお、USAIDは新会社への包括的な技術協力に資金援助する予定

注4) 従業員は50名以下

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府は改革に着手しており、金融セクターの統合の推進や資本金の充実のほか、担保価値を高めるために、借入人の財産権と債権者の権利の強化図っている。そのため、民法や会社法の改正の他、コンサルティングサービスの充実することで、より合理的で妥当な金融、投資サービスの提供を目指している。また、03年には中小企業の金融へのアクセス改善の一策として100万dramsの資金でもって公的保証基金を設立した。

### (3) 金融機関の姿勢

金融システム内には国内預金の増加が見られ貸出資金が蓄積されつつあるものの、記述の通り資本市場の整備や金融手段の開発が遅れている。資本市場では、政府債が50%以上を占め、徴税システムを改善して政府借り入れ圧力を減らさない限り民間への市場の開放は限定的である言われている。この様な環境下、アルメニアの中小企業金融分野のリーディング・バンクであるACBA<sup>注3)</sup>は新しいサービスを提供するパイオニアでもあり、アルメニア最大の銀行として地方の中小企業貸出に大きなシェアを占めるほか、近年は都市部でも成長している。

### (4) マイクロファイナンス

財務省と中央銀行はマイクロファイナンス機関 (以下MFI s という) の機能強化を図っており、一定の資本金額に達しないMFI s にはノンバンクとしての業務を限定するなどの政策を打ち出している。MFI s の中には、フォーマルなマイクロファイナンスとして商業ベースのせて好業績を上げている機関もあるが、そうでない機関も多い。経営戦略の明確化、ガバナンスの強のほか、顧客重視の経営等経営の基本に立ち返り、商業ベースに乗せるための体制整備が求められている。

### (5) 中小企業の現状

銀行システム内に蓄積された資金が企業金融に上手く廻らない要因には、中小企業の貧弱な経営に加えて事業活動に付いての情報不足があり、金融機関が貸出に躊躇することの他、大きな裏市場の存在も指摘されている。中小企業には、銀行預金者を含む小さな投資家に配慮する視点からの企業経営改善の努力が欠けており、規律ある経営システム・経営簡素化への努力も不十分で、信頼できる情報を発信や近代的な会計基準の導入も遅れている。

### (6) ドナーの動向

世銀、EBRD、USAIDやGTZ等のほか、国際的なNGO、米国農務省 (USDA) 等が中小企業支援に参加している。EBRDは地方銀行等への低利資金貸付を放棄して、特定マイクロファイナンスや商業銀行を通じた零細企業貸付に計画を方向転換した。USAIDはconcessional fundingを中止し、Micro-finance銀行の設立や地域商業銀行経由の零細企業向け貸出を推進するほか、リース等の新しいファイナンス手段の導入も図っている。The Caucasus SME Finance ProgramではFINCA InternationalやShorebankに資金を提供し、これらの機関がアルメニアの地場商業銀行等を通じて一定の基準<sup>注4)</sup>を満たす中小企業向けに貸出を行なうと共に融資人材を育成することを支援している。その他、会計システム、銀行監督、税制・財政再建、資本市場発展の支援も手懸けている。IFCはSME Risk Capital Fundへの5百万ドルの出資やアルメニアの銀行、Armeconombankへの出資を検討している。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名：バングラデシュ

	年	
人口	2004	1億4,050万人
一人当たりGNI	2004	440ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2004	36%
産業別比率	2004	
農業		21.0%
鉱工業		26.6%
製造業		16.1%
サービス業		52.4%

経済・社会に関する特記事項

世界の中の最貧国の一つである状況に変化は無いが過去10年間、常に+5%以上の安定した経済成長を遂げてマクロ経済の安定度への評価が高い。縫製品輸出と海外出稼ぎ労働者からの送金が重要な外貨獲得源。グラミン銀行に代表されるNGOの積極的かつ効果的な活動にも定評がある。

中小企業政策・制度指標	
中小企業基本法の有無	基本法は未制定。会社法その他の起業、ビジネス遂行上の基本的な法的・制度的枠組みは整備済み。
政策立案担当省・局	工業省。政策実施は工業省下の小規模・零細企業公社 (Bangladesh Small and Cottage Industries Corporation: BSCIC)
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	上記BSCICが中央及び地方レベルで各種プログラムを実施している模様(詳細不明)

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

1971年に独立したが、英国統治以前の長い歴史と英国統治に由来する一定の法律・制度的基盤を有する。2005年10月に発表されたPRSPの中でマクロ経済環境整備に関連して、貿易・投資促進、競争政策、金融制度拡充と、重要課題(セクター)として、中小企業振興があげられた。しかし、これまで主として雇用・失業対策としての小企業保護的な性格の強い政策が取られており、上記BSCICによる政策展開では零細・小企業向けの資金、人材育成、市場情報、経営計画策定等の面での限定的な支援が実施されている模様。中小企業振興に係わる包括的・戦略的な政策・制度の設計や実施能力の形成については、官民での認識の醸成を含めて端緒についたばかりであり、支援ニーズは数多くあると見られる。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1～2
ビジネス環境にかかる発展段階	1～2

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀	「民間セクター開発支援プロジェクト(PSDSP)」: 世銀・IFCが主導してDFID、EU、CIDA、日本との共同で、①法制度、行政手続きの改善、②経済特別区の設立、③経済関連官庁の能力向上、を6～7年をかけて実施を予定
・IFC	2001年からマルチドナー予算による「SouthAsia Enterprise Development Facility」を実施。主として金融セクターやBDSの能力向上を支援によるSME振興を図る。

わが国による支援アプローチの提言

人口1億を超える大国で、BRICsの次に潜在成長性のある国として注目され始めている。我が国にとっても、東南アジアと南アジア(インド)の中間にある、将来的な産業連関・国際分業の可能性の高い国と認識される。競争力ある中小企業を育成する積極的な中小企業振興に対する必要性、認識が高まりつつあり、包括的・戦略的な政策・制度の設計・運用に係わる段階的な支援アプローチが有効である。特に、上記世銀PSDSPに参加していることもあり、その枠組みに沿った法制度・行政手続きの改善に係わる具体的な制度設計支援や人材・組織能力向上に関して、専門家派遣、研修受け入れ、セミナー(情報交流)やトレーニング実施などを行うことが有効と考えられる。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

小企業は従業員50名未満または資本金1億タカ未満、中企業は100名未満または3億タカ未満として定義。小企業は約5千社、小企業以下の零細企業(家内工業)は約50万人と言われ、併せて80%以上の雇用を労働人口を占めている。中小企業セクターのGDPシェアは5%程度。

中小企業の実態

食品加工、縫製、皮、陶磁器、手工芸品等が主要な中小企業セクターで、輸出面では縫製(75%)、海老、ジュート、皮革の重要性が高い。しかし、ジュートは衰退産業で縫製品も競争力が弱く、規模が小さく品質、コスト、マーケティング等の面で極めて脆弱な内部環境にある零細・中小企業が多いと見られる。重点セクターや潜在性あるセクターを見極めた上で、クラスターアプローチ等による焦点を絞った範囲での中小企業の外部環境・内部環境の向上を図る必要がある。

ビジネス環境指標	バングラデシュ	OECD平均
起業所要日数	35日	19.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	81.4%	6.8%
ライセンスの手続き数	13	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	290.9%	75.1%
法人が年間に払う税の項目数	17	16.9
税務所要時間	640時間	197.2時間
輸出所要日数	35日	12.6日
輸入所要日数	57日	14.0日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

マクロ経済の安定はビジネス環境や投資促進面でのプラス材料だが、電力、道路、通信、港湾等のインフラの未整備に加え、政策の一貫性欠如、煩雑かつ不透明な(法)制度・行政手続き、行政サービスの非効率、汚職、治安の悪さ等のビジネス環境の悪さを指摘する声が高い。起業コストやライセンス手続き費用も極めて高い。

## バングラデッシュの金融事情

### (1) 金融システム全般

海外出稼ぎ労働者の送金を主因に、M2の増加は99/00に18.6%の高い伸びを記録し、00/01以降も鈍化傾向ではあるものの15%前後の高い伸びを示している。中銀は、99年に公的・民間銀行に向けた通達で、金融機関に投資資金の提供と手続きの標準化を促し、分野毎に強制的金利の設定も行なった。また、貧困者、地方/農業従事者、中小企業向けのマイクロファイナンスも対象にして、金融システムの安全性の確保、金融システムの能率性と金融仲介機関としての深化を図っている。そこでは、中小企業は3ヶ月の短期金融をマーケットレートで借入れられることになっているものの、長期資金を確保したい大半の中小製造業にとっては満足のものではない。

### (2) 政府・中銀の姿勢

第五次5ヵ年計画(97-02)では、マイクロファイナンスを地方の民間投資資金の調達手段と位置づけ、Grameen Bank、Proshika、BRAC、ASA及びMIDASの活動を賞賛している。中銀は、中小企業のフォーマルな市場での資金調達が容易になるように中小企業向けに貸出の別枠を設定するよう金融機関に求めたり、公的機関を使った事業アドバイス等を奨励しているが、金融機関が経済に及ぼす影響は全体的には未だ小さい。中小企業貸出には金利補助を支払うと約束したが補助金が長期に亘って支払われず、商業銀行関心の低下を招いたり、借入人が競ってフォーマルな金市場で資金調達をして補助金を過剰に請求する事態も起き、借り入れ抑制のために割当制を導入する混乱も起きている。また、National Poverty Focal Point<sup>注1)</sup>を中心に広く各方面に呼びかけて、マイクロファイナンスの振興を図っており、98年にはBank of Small Industries and Commerce (BASIC)<sup>注2)</sup>を設立して小企業、中小企業(SME)向けに貸出を拡大した。

### (3) 金融機関の姿勢

経験的には、中小企業のほうが大手企業より返済率は良好にも拘らず、中小企業の金融へのアクセスは難しいままである。商業銀行もその他のフォーマルな金融機関も、概して業務の手間が掛からず担保の問題も少ない大口顧客への貸出を志向しており、中小企業にとっては過重とも言える担保を求めている。この様な、中小企業の障害を取り除

### (4) マイクロファイナンス

グラミンやBRACなど幾つかのマイクロファイナンスは確実に成功しており、他国の注目を集めてきた。これらファイナンス機関は、貧困を大幅に削減するには必ずしも至っていないが、基礎的な食事も健康も保てないと言った貧困の最悪の副作用からの開放や女性の事業参加には役立っている。更に、非金融支援である技術訓練と連携して利用されることで、零細企業が漸次フォーマルセクターへ移行する手助けになるものと期待されている。しかし、多数のMFI sの存在と競争激化にもかかわらず、最貧困層が手ごろな金利で借入れできる状態には必ずしもなく、高金利による債務者の負担や経営の透明性が最近の大きな課題になっており、適切な法的枠組みの制定が待たれる。また、小規模MFI s (NGO)の多くは経営、会計、業務での適切な能力を依然欠いている。

### (5) 中小企業の現状

銀行が求める担保は中小企業には過重であり、一方、マイクロファイナンスを利用できる範疇には入らず、やむなく高金利のインフォーマルな金融を利用している企業も多い。マイクロファイナンスは女性の経済活動への進出に貢献してきたものの、資金の多くを外部に依存するなど概して不安定な状態にあり、預金の受入れや事業活動の拡大には、明確な法的枠組みの設定が課題となっている。

### (6) ドナーの姿勢

IDA、DFID、CIDAがマイクロファイナンスに関して、資金供給、技術指導、組織強化等で共同歩調をとっている。また、ADBと世銀は協力して政府の金融セクターへの関与の重要性を訴えている。

注1) バングラデッシュ政府のPlanning Commission内のGeneral Economic Divisionが事務

注2) 設立綱領ではSCIs向けに最低50%を融資することになっている

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:ボリビア

人口	年	2004	900万人
一人当たりGNI		2004	960ドル
インフォーマル経済の対GNI比		2004	67%
産業別比率	農業	2003	14.4%
	鉱工業		29.1%
	製造業		14.4%
	サービス業		56.5%

経済・社会に関する特記事項

人口1千万人に満たない南米の最貧国で失業率が高く社会・政治面の不安定要因があり、過去5年間に大統領が4人も交代している。公共投資の約5割を援助に依存し、メルコスールの一員だが輸出の80%以上を1次産品が占めて国内・海外との産業連関も弱い。2001年にPRSP (EBRP)を策定し国家開発戦略の基盤としている。

中小企業政策・制度指標	
中小企業基本法の有無	基本法は存在しないと推定される。PRSPで「零細・小企業振興法」の検討・起草が盛り込まれている。
政策立案担当省・局	持続開発省、労働・小企業省
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	n.a.

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

PRSPにおける6つの重要戦略の中に、地方開発、零細・小企業振興、マイクロファイナンス発展、技術支援強化等の中小企業振興関連の項目が含まれている。また、中期政策目標にも農業生産性革新戦略と工業生産性革新戦略が含まれており、生産性・競争力の強化を進める方針が示されている。しかし、政治・社会情勢の不安定さと政権・政策の一貫性の無さから、中小企業振興に係わる具体的な政策・制度の詳細設計と運用は実施されていないと見られる。政権安定とPRSPの実施基盤を確保することが先決でその後、検討されている有望セクターの生産チェーン強化を通じた生産性・競争力向上に係わる政策・制度の設計・運用やビジネス環境改善に係わる法制度の改訂に係わる支援を検討する手順となろう。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1
ビジネス環境にかかる発展段階	1

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀-IFC 「LAC SME Facility」: 世銀-IFCが主導するマルチドナーによる技術支援・能力強化プロジェクトで、①SME向金融機関の能力強化、②市町村レベルを中心とした登記・許認可等のビジネス環境改善に係わる支援、③農産品や木製品等、特定分野の輸出振興クラスター開発、等のプログラムを2002年末から実施。

わが国による支援アプローチの提言

PRSPの中に、明確なSME振興及びそのために必要な政策・制度面の改善が謳われており、各ドナーと協調してこの分野の支援を実施することは重要。ただし、我が国との産業連関強化の側面は期待できないために、あくまで貧困削減戦略への貢献という視点で、各ドナーとの効果的連携・協調を強く意識して、日本の優位性のある分野への特化をすることが望ましい。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

零細企業(5名未満)、小企業(5~15名未満)、中企業(15~50名未満)として定義。労働人口の90%以上が、零細・中小企業部門に属するがGDPシェアは35%程度と推定される。インフォーマルセクターが多いのが特徴で製造業における未登記企業数は10万社を超えると推定される。

中小企業の実態

天然ガス、亜鉛、錫、金等の資源関連産業に特化したFDI企業や大企業部門と、大豆、木材、砂糖などの農業・農産品を中心とする零細・中小企業とのビジネス活動とが分離しており、FDIや大企業による貿易・投資の拡大が零細・中小企業を中心とする経済全体への波及効果が小さい。中小企業は極めて脆弱な外部環境、内部環境下に置かれていると見られる。雇用創出効果の大きい農業や工業分野における生産チェーン強化とクラスター強化を通じた、零細・中小企業振興による地域経済の活性化が必要とされる。

ビジネス環境指標	ボリビア	OECD平均
起業所要日数	50日	19.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	154.8%	6.8%
ライセンスの手続き数	13	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	268.2%	75.1%
法人が年間に払う税の項目数	41	16.9
税務所要時間	1,080時間	197.2時間
輸出所要日数	43日	12.6日
輸入所要日数	49日	14.0日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

世界で最も「官僚的」な国の一つで、起業、ライセンス、税務、輸出入のいずれのDoing Business指標でも困難さが目立つ。特に、社会・政治的な背景による地方分権化が進む中で、地方政府機関の行政執行能力の稚拙さ、モラルの低さが指摘されており、中小企業振興に係わる政策・制度面での支援を検討する場合は、国全体としての民間セクター・ビジネス環境改善への動きを強化するとともに、地方の現場レベルでのガバナンス強化・能力向上、人材育成によるビジネス環境改善に係わる支援を進めることが重要である。

## ボリビアの金融事情

### (1) 金融システム全般

ボリビアの金融機関には、中央銀行のほか商業銀行、住宅金融組合、貯蓄信用組合等があり、金融監督庁が監督権限を握っているが、近年の金融機関の経営悪化を背景に権限が強化される方向にある。金融機関の多くは小規模、同族経営であり、乱脈融資もあって、同族経営からの脱皮と増資、合併等による経営基盤の強化が課題となっている。

93年の新銀行法で最低資本金制度などが導入されたが、翌年11月に2行が閉鎖される金融機関の経営危機が表面化して、95年には銀行法は再改正された。資本金に対する貸付金比率、貸付金ポートフォリオや流動性等の改善が図られ、経営が悪化した銀行への債権支援の枠組みはCAF, IDB, 世銀等の支援で確立された。景気低迷の中で、銀行システムの民間向け貸出は99年以降縮小傾向にある一方、不良債権比率は増加している。銀行預金は99年5月をピークに下降傾向にあり、過去にハイパーインフレを経験したこともあり預金の大半は外貨建てである（01年末では94.5%）。I-Sギャップは、継続的な政府投資が主因で、依然高いマイナス基調が続いている。

I-Sギャップ (DGP比) 単位：%

	95年	97年	98年	99年	00年	01年
I-Sギャップ	-4.6	-8.3	-12.3	-6.4	-6.6	-5.0

出所：国際金融情報センター：IMF IFSからの推定値1995-1998、中銀・国家統計

### (2) 政府・中銀の姿勢

貧困削減の主要施策の一つとしてマイクロファイナンスを取り上げ、生産者の需要に見合った金融サービスの必要性を鑑み、製造業を対象とした信用保証ファンドや地方をカバーする金融等、金融がカバーすべきセクターや地域の拡大、関連する法的枠組みの策定に取り組んでいる。

ただ、保証一つを取り上げても、個人・零細事業者がどの程度マイクロクレジット保証を利用するかが、金融へのより民主的なアクセス進展の鍵と言われている。特に、保証の恩恵に浴し難かった地方の中小企業の起業や事業拡大に顕著な好循環をもたらす整合性のとれた政策が実行できるかが課題である。

### (3) 金融機関の姿勢

金融機関は、担保に関する法令・規制には問題があり、担保の所有権取得や換金が難しく、更には機械などの担保品は売却する市場が存在しない場合が多く、担保取得は気休めに過ぎないとしている。従って、金融機関は、概して不動産担保は取りたがらず、リスクの高い長期貸出には消極的である。その結果、大企業のみならず中小企業まで出資やVCによる資金調達に向かわせることになり、本来の金融市場が歪になっている。

### (4) マイクロファイナンス

マイクロファイナンス振興は零細貸付の拡大とは同意義ではなく、零細な預金や送金に重点が置かれており、伝統的に金融システムから阻害された地方住民のニーズに応えるものとはなっていない。また、MFI s がカバーする地域が狭いこと、都市・地方の零細企業に適した金融商品の不足、地方でのMFI s の発達を遅らせる法的枠組みの不備等が、問題点として挙げられる。加えて、地方では、組織・規模の小ささ、不適切な貸出条件、預金獲得不足が挙げられる。

### (5) 中小企業の現状

多くの企業は、資本不足も手伝って、重い債務負担や流動性不足に悩み、銀行融資を受けるの

が難しい状態にあり、金融アクセスの確保は経営の重要な課題である。

資本金の形での調達には短期的には現金支出がないので、金融事情に疎い個人や企業は年率40%内外リターンを求めるVCの出資を受け入れ、結果的に大きなコスト負担を強いられている。企業にとって、事業利益の何倍ものリターンを要求する投資家は異常であり、VCの支援を受けた企業には結果的に倒産する企業も多い。借入人の問題として、経営や事業管理スキル不足に加え、生産やマーケティング、デリバリー等にも問題を抱えており、規模と比較して過剰な債務を負ったり融資拒否にあう企業も多い。

### (6) ドナーの姿勢

Internationale Projekt Consult(IPC)<sup>注1)</sup> はラテンアメリカや旧ソ連圏の国に於いて、コンサルタントとしてマイクロファイナンスを支援するほか、96年以降は新たにマイクロファイナンスを始める機関への出資も行っている。IPC、KfW、IFC、オランダ開発金融公社(FMO)等は発展途上国のMFI s への出資を目的にIMIを設立したが、ProCrediot(ボリビア)も加わって同国のマイクロファイナンスの振興を図っている。その他、IFCは、特定の金融機関のリスク評価や管理機能の強化、コーポレートガバナンスの強化支援のほか、零細・中小企業への金融支援もおこなっている。

注1) ドイツのマイクロファイナンスTAプロバイダーで、IBD、EDRD、GTZ等と共にマイクロファイナンス機関を支援している。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:カンボジア

人口	年	2004	1,340万人
一人当たりGNI		2004	320ドル
インフォーマル経済の対GNP比			n.a.
産業別比率	農業	2003	36.0%
	鉱工業		27.7%
	製造業		20.2%
	サービス業		36.2%

経済・社会に関する特記事項

米生産や繊維縫製業の成長に支えられ、GDP成長率が94年から98年の平均が4.9%、99年から2001年の平均が7.0%と、比較的高水準で推移してきた。特に、繊維縫製業の輸出額は95年に28百万USDから2004年に20億ドルへと増加したが、2005年からアメリカへの繊維縫製品の輸出割当がなくなるため、今後厳しい競争にさらされることになる。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	なし
政策立案担当省・局	国家SMEサブコミッティー
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	カンボジア投資局 (Cambodian Investment Board)

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

繊維・縫製、靴、観光等分野に行われたFDI以外は、ほとんどすべてが小企業であるが、これらの企業を促進するための特定の政策は存在しておらず、ドナーやNGOが農産加工分野などで個別の支援を行っているのみである。首相直属の機関として2004年にSpecial Inter-Ministerial Task Force (SITF)が形成されて、2005年末までの期間、行政手続きや検査の簡素化に取り組むこととなった。一方、2004年に民間セクター開発のためのステアリング・コミッティーがやはり首相の下に作られ、その下に国家SMEサブコミッティーが設立され、SMEセクター開発の戦略策定及び実施を行うこととなった。この新しい組織の強化に対する支援のニーズは大きい。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
ビジネス環境にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1

他ドナーによる支援アプローチ

・世界銀行	貿易・税関システムのコンピュータ化
・EU	WTO加盟に向けて、輸出入の書類手続きの簡素化及び窓口の一本化のための技術支援
・USAID	民間業界団体の強化
・ADB	SMEの政策フレームワーク作成及び実施のための支援(情報収集や国家SMEサブコミッティーの能力強化を含む)、登記・ライセンス制度の簡素化・透明化、政府の規制・ルールに関する情報窓口の設置、簡易な税制及びそのガイドラインの確立・トレーニング等を内容としたプログラムローン

わが国による支援アプローチの提言

・SME振興に関する政策・制度面では、形成されて間もない国家SMEサブコミッティーに対する支援ニーズが大きい。同コミッティーにはADBが包括的な支援を行っていることから、ADBの支援を補完するような支援形態が望ましい。支援対象を絞った上で、トレーニングやセミナーなどを開くのが効果的と考えられる。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

2001年に鉱工業エネルギー省調査によれば、工業分野においては2001年時点で27,475社が存在し、うち、従業員50人以下の小企業は27,155社、50人超200人以下の中企業は46社、従業員200人を超える大企業は274社存在する。

中小企業の実態

カンボジア開発研究所の推計によれば、カンボジアの雇用の95%はインフォーマルであり、これによりGDPの80%を生み出している、ということである。27,155社の小企業のうち、食品加工が約80%を占めているが、鉱工業エネルギー省のデータによると、そのうちの約90%は精米業者となっている。一方、大・中規模の企業は繊維・縫製業が圧倒的に多く、次いで食品・タバコ関連企業がある。

ビジネス環境指標

	カンボジア	OECD平均
起業所要日数	86日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	276%	6.80%
ライセンスの手続き数	28	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	607%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	27	16.9
税務所要時間	97時間	197.2時間
輸出所要日数	43日	12.6日
輸入所要日数	55日	14日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

登記手続きやライセンスは複雑かつ不明確で、多くの省・機関が登録やライセンスの取得を義務づけており、さらにそれに関する検査も基準が検査官の恣意に左右されることから円滑なビジネスが阻害されている。貿易事務が非効率で汚職を招いており、密輸も横行している。司法システムの信頼性が低い。土地登記も著しく遅れている。国際貿易への競争力を高めるためにも、登記・検査・税関・徴税等の手続きを簡素化してビジネス環境を向上させるニーズは極めて高い。



## カンボジアの金融事情

### (1) 金融システム全般

90年代中期、銀行監督当局の規制や監督能力が未熟な時期に、JVや地方での銀行設立や外銀の支店の開設が相次いだ。IMF Poverty Reduction Growth Facilityによる支援を得て金融機関法にMFIsを取り込み、00年の保険法の導入がノンバンクの発展を促した。

一方、中銀は、銀行の仲介機能と信頼性向上のため、銀行免許を見直し、02年以降16行の免許剥奪や解散が行なわれた。現在、17行の商業銀行があり、トップ5行（Foreign Trade Bank/国営を含む）が銀行資産の70%を占める。その他では、5保険会社、通貨両替所、5認可MFIs、36登録MFIそして約70のインフォーマルな地方信用機関がある。

銀行再免許計画に沿って、最低資本金制度や高流動性規制を設けて銀行部門の強化が図られる一方では、高金利の спреッドと短期貸しへの集中が起きている。キャッシュフローベースの貸出増加を目的に、担保付貸出や支払不能に関する法的枠組みの整備が始まっている。

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府・中銀は、まずは銀行システムが機能するよう環境整備をすることが最も重要としているようである。02年の監督・規則の改正では、国際標準に合わせた中銀の管理監督を目的とし、商業銀行の健全性確保のために全項目検査の実施など積極的な立入り検査、書面による検査に取り組んで、企業の借り入れ環境の改善を図っている。また、ファイナンス免許の見直しや登録規則の設定では、金融機関の法的ステータス見直しを通じて業務能力の向上や地方開発銀行へのリファイナンス、第三者が金融機関へ容易に資本参加できる環境構築を狙っている。

03年には銀行の新勘定科目一覧表（New Chart of accounts : COA）作成して第1ランクの銀行での導入を図る一方、第2、第3ランクの銀行にも、中銀の継続的な監視のもとで導入を図っている。その他、FTB等国営銀行のリストラを進めるほか、資本市場の法的枠組み設定や非政府債券の発行に係る法案の準備、07年までに証券取引所を設立する準備等を行なっている。

### (3) 金融機関の姿勢

金融機関の金融仲介機能が依然低い上に支店の開設は制限されている。ノンバンク金融機関の発達も充分ではなく、商品とサービスは限定的な状態が続いている。金融機関の発達が遅れている要因には、融資契約書等が法的強制力競争力を保つために必要なメカニズムの不備、借入人情報の欠如、金融機関の運営費の高コスト体質や透明度の低い経営、人材の能力が遅れているなど根本的な問題を抱えている。

### (4) マイクロファイナンス

マイクロファイナンスはジェンダー問題の解決策の一つとして考えられている。女性が家計借入れの責任をもち信用できるため、融資プログラムの70~85%は女性向けであり主な借入人になる傾向にあるが、一方で、未だ女性が融資決定に関与することは殆ど無い矛盾を抱えている。また、貧しい女性向けの預金スキームの開発も重要と言われている。なお、同分野では貸出の需要と供給との大きなギャップが低金利貸出の障害となっている。

### (5) ドナーの支援

IMFが金融セクターの支援をしているほか、ADBは金融セクターをFinancial Sector Blueprintとして支援している。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:中国

人口	2004	12億9,700万人
一人当たりGNI	2004	1,290ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2004	13%
産業別比率	2004	
農業		15.2%
鉱工業		52.9%
製造業		37.3%
サービス業		31.9%

経済・社会に関する特記事項

世界最大の計画経済国から一党独裁下の「管理」市場経済への移行過程にある。2001年のWTO加盟でグローバル市場経済ルールに対応する一定の政策・制度の改訂・整備が進んでいるが、都市と農村、沿海と内陸の格差が拡大するなど社会問題が増加。国有企業改革と民間セクター開発は依然、大きな課題。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	「中小企業基本法(促進法)」の制定に向けて政府が内容検討中。「中小企業基準についての暫定規定」(2003年)、郷鎮企業法、公司法(会社法)、合併法などの企業関連基本制度は制定済み。
政策立案担当省・局	国家発展改革委員会中小企業司(1998年設立)
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	各省・都市レベルに「中小企業サービスセンター」、「新技術推進・普及センター」、「新技術アドバイス・ステーション」、「市商工会議所」

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

国家発展改革委員会(旧経済貿易委員会)下の中小企業司が政策・制度面の整備を進めているが、人員面、組織能力面での限界がある。また中央政府の指導の下で、各省とその下の各市の政府経済委員会に中小企業司が設置され各地域での施策を進めているが、試行錯誤の段階である。全般的に中小企業の具体的な支援措置は少なく、むしろ大企業・公有制企業優遇の中で、大企業や公有制企業との競争において不利な状況にある。民間セクター主導の経済活動を促進する制度面での改革を進めるとともに、中小企業の人材育成、技術強化、情報アクセス強化、財務管理強化等を促進する制度設計と運用の強化に関わる支援が継続的に必要である。その意味で近年、設置された各種支援組織や商工会議所の能力強化も重要と考えられる。

中小企業の実態にかかる発展段階	1~2
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1~2
ビジネス環境にかかる発展段階	1~2

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀	「国有企業改革プロジェクト」と「企業構造改革プロジェクト」を長年にわたり実施し、その中の重要コンポーネントとして中小企業振興振興支援を実施している。この中で、①民間セクターの実態調査、②中小企業セクター振興計画策定、③経済活動に係わる法律整備、を行う。なお、中国の会社法、合併法などの整備に関して、世銀の支援が行われた。
・DFID	民間セクター開発に関連して、①国有企業の構造改革、②中小企業セクター振興、③6都市における中小企業金融(基金)制度の開発、を支援。

わが国による支援アプローチの提言

我が国(JICA)は「モデル都市中小企業振興計画調査」(2002年、CPは中小企業司)と「中小企業金融制度調査」(2005年、CPは人民銀行)を実施している。中国の中小企業政策・制度が検討・策定・開始されるタイミングに併せた政策提言型開発調査の実施とパイロットプロジェクトによる一部中小企業の能力向上は、中国の政策・制度設計・運用に大きな影響を与えたと考えられる。中国は日本の製造業の国際分業・連関の中で極めて重要なパートナーで、ともに「世界の工場」として機能すべき国である。今後、日本の中小企業の中国進出の裾野も、従来の労働集約型・加工組立型から、プロセス産業、資本集約産業の裾野やサポーター産業までさらに拡大すると考えられる。同国における中小企業のビジネス環境改善、投資促進、内部競争力向上(生産管理、品質管理、環境管理、人材育成)に係わる制度設計・運用の強化に関わる支援が継続的に実施される必要がある。その際、トップダウンで中央集権的な国であるものの実利主義、先行成功モデル踏襲主義を取る国であることを意識して、省・市レベルのより具体的な案件(パイロットプロジェクト的なもの)で目に見える成果を出した上で、それを全国的に普及するアプローチが現実的である。一方、オーナーシップの強い大国であるがゆえに、これらボトムアップアプローチを踏まえながら中央レベルでの政策対話を続けることが重要である。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

小企業と中企業は工業で300人未満、2000人以下、建設で600人未満、3000人以下、小売・卸売で100人未満、500人(卸売は200人)以下と、世界でも特異な広い範囲を定義。業種別に従業員数、売上高、総資産の基準を設定。全体で小企業(数)が約90%、中企業が約10%、生産の60%、雇用の70%を占めると見られる。

中小企業の実態

かつて国民の労働・社会生活のすべての基本であった公有制企業(国有企業)の改革(解体)・民営化の中で、民営中小企業が増加している。一方、地場企業として自律的に形成・発展してきた郷鎮企業もある。国有企業・大企業が依然、優先される経済・社会環境の中で、中小企業の置かれる外部環境は厳しい。また、経営ノウハウ、企業管理、人材、技術、市場アクセス、資金アクセス等の内部競争環境においても、中小企業は極めて脆弱である。

ビジネス環境指標

	中国	OECD平均
起業所要日数	48日	19.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	13.6%	6.8%
ライセンスの手続き数	30	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	126.0%	75.1%
法人が年間に払う税の項目数	34	16.9
税務所要時間	584時間	197.2時間
輸出所要日数	20日	12.6日
輸入所要日数	24日	14.0日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

国有企業・大企業優先の長年の風土がある中で、中央・省・市・県といった各階層にわたる政府の規制が依然、強く、政府のガバナンスにも問題があるために、中小企業がビジネスを行う上で透明かつ公正な環境を享受するようになるには多くの課題がある。現状では、中小企業の経済活動がインフォーマル化しやすく、中小企業のビジネス環境改善に係わる制度・政策の設計・運用の仕組みがようやく整備され始める中で、より具体的なビジネス環境改善のための制度設計と円滑な実施が必要である。

## 中国の金融事情

### (1) 金融システム全般

中小企業金融には国有商業銀行の他、株式会社制の都市商業銀行、都市合作社等が関わっている。うち4大国有銀行の金融全体に対する優位性は高く、企業向け貸付及び投資の金融機関全体に占めるシェアは03年末では64.3%、預金は64.1%となっている。しかし、財務面では依然多額の不良債権を抱えており、その減少を急ぐと共に、改革を一步進めて外資の出資を仰ぐ例も出てきている。

規定上ノンバンクである信託投資会社は多方面に進出して、88年には745社に達したが、中国信託投資会社(95年)のほか経営に行き詰る信託投資会社が続出したことで整理統合が進み現在は57社程度となっている。金融機関の貸付・預金金利は法定金利であるが、96年以降、中国人民銀行は金利の自由化を図り、貸付金利は金融機関の自由裁量で法定金利の上下10%以内で変動できるようになった。更に、04年10月には利上げと同時に、都市信用合作社と農村信用合作社を除く金融機関に貸付金利の上限と預金金利の下限を撤廃した。預金は個人預金を中心に増加し03年にはGDP比177.4%になっている。なお、I-Sギャップは00年までは貯蓄超過であったが、01年にマイナス0.5を記録して以来、マイナス幅は拡大する方向にある。活発な経済活動を反映したものであるが、中小企業にとって資金確保が一層重要な課題になっている。

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府は中小企業支援策に高い優先順位を与えているが、政策の枠組みが依然一貫していない。特に中小企業向け金融に於いて顕著であり、中小企業金融に係るインセンティブの枠組みの明確化と合理化、簡素化が課題となっている。また、各地の省政府がそれぞれ推進する信用保証制度は、商業ベースでは運用されているとは言い難い。政府は、95年の都市合作社の設立に関する通知以降、地方財政、企業、個人の出資を仰いで地域の都市商業

銀行<sup>注1)</sup>の再編と改革を図っている。また、中央銀行(中国人民銀行)は世銀、IFCの協力を得て、RCCの改革、零細金融や地方金融の発展、地方と都市との格差是正に努めている。

### (3) 金融機関の姿勢

主に都市部の中小企業に金融サービスを提供している都市信用合作社は規模が小さく経営管理能力も不十分であり、経営面での問題を抱えている。一方、フォーマルな金融機関は担保付貸出を基本としている。

### (4) マイクロファイナンス

地方のマイクロファイナンスの分野では、Rural Credit Cooperatives (RCCs)の存在が欠かせないが、地方の金融セクターの近代化として、RCCの再定義、所有者・組織等の確定、経営の健全性、法的枠組み等の課題を抱えている。また、金融自由化のもとのブルーデンシヤル規制等に係る現実的な見直しが課題となっている。

### (5) 中小企業の現状

郷鎮企業は78年に始まった農業改革によって発生した余剰労働力を吸収して急速に拡大してきたが、95年以降、郷鎮企業の成長は頭打ちにあり一部では業績が悪化している。国内市場において95%以上の製品が供給均衡ないしは供給過剰にあり在庫が増加しているほか、金融引き締め政策により資金供給が細って、影響を強く受けている。現行の土地配分が利用権を基にしており、地方の農民は殆ど担保になるものを持たず、金融へのアクセスも殆どない。貧しい人たちは、インフォーマルな金融か一部補助金の付いたマイクロファイナンスで資金調達をしている。

### (6) ドナーの姿勢

ADBは中小企業金融政策と法的な枠組みへ多様な協力を行っている。中小企業金融分野に於いても、調和の取れた、商業的に持続可能な金融システムの構築へ向けた協力を行っている。IFCはChina Project Development Facility (CPDF) を通じて中小企業金融や地位間格差是正支援等を行っている。

注1) 96年18行から03年末には118行に拡大。非金融機関向け債権のシェアは金融機関全体に対して5.4%。一方、都市合作社の数は1995年の約5千社から03年末には449社に減少。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名: ガーナ

	年	
人口	2005	2,070万人
一人当たりGNI	2005	380ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2005	38%
産業別比率	2004	
農業		38.1%
鉱工業		25.5%
製造業		8.3%
サービス業		36.3%

経済・社会に関する特記事項

農業・鉱業等に依存する典型的な一次産品依存型でありカカオ、金が主な輸出品となっているため国際貿易の影響を受けやすい環境にある。1980年代後半から平均5%のGDP成長率を達成し、サブ・サハラ・アフリカにおける構造調整の優等生として評価されてきた。貧困率も過去10年で52%から40%へと減少してきている。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	なし
政策立案担当省・局	Ministry of Trade and Industry 内のSME Directorate Ministry of Private Sector Development
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	Ghana Export Promotion Council Export Round Table National Board for Small Scale Industries (NBSSI) Ghana Investment Promotion Center

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

中小企業振興法はない。National Medium-Term Private Sector Development Strategy (PSDS) 2004-2008に民間セクター振興戦略が語られているが、具体的な実施の方法や責任機関について触れられていない。ビジネス環境整備に関しては、PSDS Oversight Committeeの下部のWorking Groupが、世銀プロジェクトで雇用されたコンサルタントにガイドラインを与えることとなっている。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
ビジネス環境にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀	Micro, Small and Medium Enterprise Project: PSDSを支援して、貿易政策の策定、企業登記制度の改善、標準・認証の機関の強化、その他SME振興機関のキャパシティビルディングのためのTA
・DFID, Danida	上記世銀プロジェクトへの協調

わが国による支援アプローチの提言

民間セクター振興の上位政策はPSDSであることから、PSDS Oversight Committeeの動向にまず注目すべきである。その流れの中で、政府内部の実施体制、あるいは、投資促進機関・貿易促進機関等に対するキャパシティ・ビルディング(研修や技プロなど)を実施するのが効果的である。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

SMEセクターは労働者数の30%を占めつつも、GDPの6%しか占めていない。

中小企業の実態

貿易が自由化される一方で、ガーナSMEの国際市場に対する知識の欠如、低品質で基準を満たさない製品、海外のネットワークの欠如により、国際市場への進出ができない。また、大企業が支配している非効率な流通システムにより、さらに市場への距離が遠くなっている。

ビジネス環境指標

	ガーナ	OECD平均
起業所要日数	81日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	79%	6.80%
ライセンスの手続き数	16	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	1549.70%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	35	16.9
税務所要時間	304時間	197.2時間
輸出所要日数	47日	12.6日
輸入所要日数	55日	34日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

ビジネス環境の指標は改善を示しているものの、煩雑で非効率な行政手続きや行政官が恣意を働かせたりすることが、現在もビジネスの阻害要因となっており、特に起業に関するコストが高い。政府は規制を適正に実施できていない。こうしたことにより、SMEが大きな企業へと成長することを妨げている。貿易・通関システムも非効率で汚職も多い。

## ガーナの金融事情

### (1) 金融システム全般

企業のフォーマルな資金調達源である金融機関は63年の会社法および89年の銀行法もしくは93年の金融機関法（ノンバンク）を根拠法としており、中銀の管轄下にある。大半の銀行は都市の上・中流所得層を対象としており、また、大半の商業銀行は過小資本状態にある。貸出は預金不足から短期貸しが中心である。商業銀行は18行あるが、数行の寡占状態にある。一方、地方・地域社会銀行（RCBs）は商業銀行として中銀の指導下にあるものの最低資本金規制は極めて緩い。地方の顧客を中心に営業しており、マイクロファイナンスではNGOと提携している場合もある。

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府は、特別融資プログラムであるThe Program of Action to Mitigate the Social Cost of Adjustment (PAMSCAD)でもって、余剰労働者や失業者が起業する場合の信用スキームを、National Board for Small Scale Industries (NBSSI)では製造業やサービス分野の中小企業振興のため、The Business Assistance Fund (BAF)は中小企業の生産性向上のための資金を提供している。

### (3) 金融機関の姿勢

中小企業の主な資金調達源はノンバンク金融機関であり、それは9カテゴリーに分けられる。そのうち、貯蓄信用会社（S&L）は、提供できるサービスが限られているもののマイクロファイナンスの手法を用いて零細・小企業向け貸出に積極的である。その他、現在約

415あるNGOが中小企業金融に大きな役割を果たしており、回転使用の貸出、季節資金貸、小企業発展資金貸の他、信用保証や個人貸しサービスも行っている。また、一部は女子企業家向け金融に注力している。なお、商業銀行は借入人の規模別貸出報告義務なく、かつ商業銀行は中小企業取引を公表することを極端に嫌うので貸出残高は不明である<sup>注1)</sup>。

### (4) マイクロファイナンス

ガーナでは約60%の現金が銀行システム外に存在し、地域銀行、貯蓄信用会社、セミフォーマルファイナンス等が中小企業向け貸出を行う際の資金源にもなっている<sup>注2)</sup>。

NGOや信用組合（CU）はセミフォーマル金融と位置づけられ、一部は登録しているが、一般から預金受け入れができる中銀免許はもたず、ドナー等からの資金でマイクロファイナンスを行っている。

### (5) 中小企業の現状

中小企業の資金調達方法には、①銀行・ノンバンク金融機関からの調達、②政府・ドナー資金の利用、③インフォーマルな資金調達、等がある。その他中小企業の金融には、SUSUと呼ばれる、個人が資金を預けて順番に借りる“講”的なインフォーマル金融のほか、信用組合、預金信用クラブ等があり、自己資金、親戚・知人からの借入れも含め様々な資金を利用している。

### (6) ドナーの姿勢

外国のドナーは政府、中銀、商業銀行等を介して支援することが大半であり、支援する産業を特定したり、金融機関のリスク軽減のための保証を行ったり、管理コストを負担したりしている。仲介するガーナの銀行はthe Ghana Commercial Bank (GCB)、the Social Security Bank (SSB)およびEcoBank等である。

注1) 現地コンサルタントに拠れば、04年の第4四半期では銀行貸出の81.5%が民間向けである、との情報程度しか出ない、とのこと。

注2) Ghana Country Study/DFID 15 January 2005

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名：インドネシア

	年	
人口	2005	21,500万人
一人当たりGNI	2005	1,140ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2005	19%
産業別比率	2004	
農業		15.4%
鉱工業		43.7%
製造業		28.3%
サービス業		40.9%

経済・社会に関する特記事項

〇〇年の通貨危機後、1999年より経済は回復軌道に入っている。特に、2000年以降、輸出と投資の増加が経済成長を牽引している。2001年1月に施行された地方自治法、中央・地方財政均衡法により、投資許認可権限を含めた多大な経済規制権限が地方自治体に移された。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無 政策立案担当省・局	SME基本法(1995年) 組合・中小企業省(SMoC&SME) 工業・貿易省
中小企業振興にかかる予算額 中小企業・産業振興組織	Indonesian Export Training Center Local Trade Training Center

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

地方政府は中小企業の振興実績がない。また、政府が部品産業に外国投資を誘致するような政策をとっておらず、裾野産業が育たない。また、投資政策の根幹となる投資法は未整備の状態にある。ADBのプロジェクトを通じて、Smoc&SMEにSMEセクターの分析及び政策立案のための、他省庁のメンバーを含めたタスクフォースが形成され、2002年にSME振興戦略及びmid-term action plan (MTAP)を策定した。

中小企業の実態にかかる発展段階	3
ビジネス環境にかかる発展段階	2
中小企業政策・制度にかかる発展段階	2

他ドナーによる支援アプローチ

・ADB	Small and Medium Enterprise DevelopmentというTAIにより、SME振興政策及びアクションプランの立案を支援した。 Provincial SME and Industrial DevelopmentというTAIにより、Central and East Java, North and South Sulawesの4つの州で、規制やライセンスの合理化を実施。
------	---

わが国による支援アプローチの提言

ADBの支援の対象となっていない地域において、SMEのワン・ストップ・サービスを実現するための支援、また行政手続きを簡略化するための支援を行う。また、SMEを技術的に支援するセンターを設立して裾野産業を育成し、外国の企業や国内の外資系企業とリンクさせるプログラムを実施することも有効と考えられる。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

1998年の中小企業の全企業数に占める割合は99.99%、1999年の中小企業雇用数は全雇用数の99.44%、GDPの59.36%にものぼり、インドネシアにおいて中小企業の果たす役割は極めて大きい。

中小企業の実態

インドネシアの製造業の特徴は、中小零細企業群によって構成される地方の12,000以上のクラスターに広く点在していることであり、そこで製造業の雇用の約半分が吸収されている。しかしながら、高度な技術や品質に関する知識・意識の不足及びマーケティング能力の不足、そしてそれらを獲得する機会が不足していることから、外国の企業から技術を導入したり、輸出機会をとらえたりすることができていない。会計に関する知識が不足していることから、資金調達ができない企業も多い。

ビジネス環境指標

	インドネシア	OECD平均
起業所要日数	151日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	102%	6.80%
ライセンスの手続き数	19	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	364.90%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	52	16.9
税務所要時間	560時間	197.2時間
輸出所要日数	25日	12.6日
輸入所要日数	30日	34日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

税務、労務面、通関・関税、各種許認可やライセンス取得が複雑であることに加え、おびただしい数の法令・通達が存在して、相互に整合性が欠如したり内容が不透明なものがあったりしており、執行上で個人的裁量を許してしまい、結果的に汚職が生じている。関税・関税システムの遅れは、周辺国との競争上、極めて不利な状況を呈している。

## インドネシアの金融事情

### (1) 金融システム全般

第4次5ヵ年計画（84～88年）では金融面でも一連の規制緩和が実施され、銀行部門の業容は拡大したものの、金融システムは健全性と安定性に欠け、97年の通貨危機の伏線ともなった。インドネシアでは商業銀行の比重が高く、規制緩和後、地場民間商業銀行の貸出シェアも51%（96年末）まで上昇したが、通貨危機で多くの大手行が銀行再編庁（IBRA）に移管されて25%まで低下した後、現在は穏やかな回復過程にある<sup>注1)</sup>。ピーク時、239行に達した商業銀行の大半は、華人系有力グループまたはプリプミ系有力グループの経理部門に過ぎず、経営陣はグループ関係者で占められて規模も小さく、経営ノウハウも未熟であった。一方、国営商業銀行もスハルト政権下、ファミリーや有力政治家が関連する企業へ甘い審査で貸出が繰り返されていた。通貨危機後、政府主導の商業銀行整理<sup>注2)</sup>が進み04年10月には135行へ減少している。その他に、決済システム構成メンバーでない小規模金融を行う信用金庫が約8千あるとされる。金融危機後、長く重荷であった不良債権は回収が進み、一方、消費者向けを中心とした貸出残高が急増<sup>注3)</sup>した結果、不良債権比率は04年末には5.8%まで低下した<sup>注4)</sup>が、その後、景気の軟調で05年には再び増加している。

### (2) 政府・中銀の姿勢

IMFの指導の下、99年5月に銀行業務の効率化と健全性の向上を促し、同時に銀行監督体制の強化を目的とした新中央銀行法が施行され、銀行の許認可・監督権限が中銀にあることが明記された<sup>注5)</sup>。なお、99年の中央銀行法改正では2002年以降は金融業務庁（OJK）

が銀行監督をすると定められていたが、04年の改正で10年までにOJKを設立すると変更され、現状も金融監督業務を継続している。また、中銀はMFI sのキャパシティ・ビルディングと資金調達では中心的役割を果たしている。

### (3) 金融機関の姿勢

04年11月末の商業銀行の資産状況を01年との対比で見ると、資産は民間・個人向け債権と外貨資産が全体の51.1%（前年比11.5%増加）を占めるまでに回復し、03年末の預貸率も02年末より11.1%増加して49.5%に達するなど、金融仲介機能は回復しつつある。規模が小さいなど資本市場が未成熟なインドネシアでは、多くの企業にとって銀行貸出は主要な資金調達手段であるが、企業向けの貸出の伸びは個人向けと比較して抑制気味である。その一つの理由は、銀行の企業審査能力や技術が不十分で中小企業の資金需要の拡大に対応しきれないことにある。

### (4) マイクロファイナンス

地方の人々に幅広く地方金融やマイクロファイナンスの提供が進められているにも拘らず、未だ、大多数の地方の貧しい人々はフォーマルな金融が受けられないでいる。そもそも、MFI sは弱小である上、政府の金融セクターの発展戦略では貧困者への金融を想定しておらず、フォーマルとセミフォーマルセクター間の業務連携等も奨励していない。既存MFI sも借入人の経営効率化を支援することまでは行っていない。

### (5) 中小企業の現状

極めて多様な中小企業が存在し、一般化は容易ではな

いが、企業は融資を受けるに必要な情報を銀行に提供していない場合が多く、また、零細な企業金融を行う機関では銀行員が代わって貸出に必要な資料を作成することもある。

### (6) ドナーの姿勢

ADBは、インドネシアの貧困削減と地域間格差是正を目的に、地方のMFI sの成長と貧困層の金融へのアクセス向上のための環境整備を支援している。具体的には、マイクロファイナンスを行う地方金融機関の中から選抜した機関の強化、地域住民のマイクロファイナンスへのアクセス支援、適切な融資プログラムの支援等である。その他、IFCやSwisscontactはPromoting Enterprise Access to Credit (PEAC)を立ち上げて、ジャカルタ首都圏にある中小企業の金融へのアクセスを支援している。

注1) 04年11月末では40.4%。

注2) 通貨危機に直面して、政府はIMFのプログラムに沿った経済運営を迫られ、銀行セクターの健全化や企業債務のリストラ等がマクロ経済政策の大きな指針の一つとなった。

注3) 企業向けでは、銀行が大企業向けではなく卸し、小売、サービスセクターを中心とした中小企業向けローンの拡大に注力していることもあり、大企業を主なターゲットとした投資資金に係る中長期貸出は伸び悩んでいる。

注4) 05年2月には、複数の銀行が同一債務者に融資をしている場合、一行にたいする返済が滞った場合は全銀行が当該貸出を不良債権とするなどの債権分類の厳格化が進んでいる。

注5) 政府並びにその他の機関から独立した機関とされ、銀行の許認可・監督権限を有するとされる一方、02年末までに監督権限を独立して監督組織に移すとされたが、まだ実現せず、04年の中銀法改正で2010年までに設立するとされた。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:ケニア

	年	
人口	2005	3,190万人
一人当たりGNI	2005	460ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2005	34%
産業別比率	2004	
農業		15.7%
鉱工業		19.7%
製造業		13.7%
サービス業		64.5%

経済・社会に関する特記事項

比較的工業化が進んでいるものの、コーヒー、茶、園芸作物などの農産物生産を中心とする農業国。経済運営の失敗により、1990年代から2000年代にかけて成長は低迷している。2004年3月、隣国ウガンダおよびタンザニアの3ヶ国間で対外共通関税同盟に署名した。ケニアはEU向け最大の切花輸出国であり、第3位の植物供給国でもある。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	なし
政策立案担当省・局	貿易・産業省
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	Kenya Institute of Business Training Export Promotion Council

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

政府による中小企業の振興に関する政策として、Economic Recovery Strategy for Wealth and Employment Creation, 2003-2007 (ERS)及び投資計画に、5年間の行動計画が記載されており、Micro and Small Enterprise Sessional Paperに、政府のSME振興政策の政府のビジョンが書かれている。中小企業振興のための施策については、トレーニングや輸出振興が行われている。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
ビジネス環境にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	1

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀	Micro, Small and Medium Enterprise Competitiveness Projectを通じた、零細・小企業向け簡易税制の開発、登記・ライセンスの窓口の一本化とそれに関する法律改正。その他のプロジェクトコンポーネントとあわせて、民間企業が、貿易工業省の次官を長としたSteering Committee及びProject Secretariatの下で、プロジェクトの実施を行う。
・DFID	企業登記窓口の一本化(ただし、複雑なライセンス取得手続きが残り、効果は薄かった)、貿易・産業省の能力強化、商業関連法制度の改善。
・USAID	SME関連政府組織の政策形成・モニタリング・評価の能力強化、業界団体育成。

わが国による支援アプローチの提言

経済に大きなウェイトを占めるインフォーマル企業のフォーマル化が最大の課題であり、そのために現在、世銀を中心としてビジネス環境の改善が行われているため、世銀と協調して税制の改善といったビジネス環境改善を行うのが有効と考えられる。また、インフォーマル企業から見た制度の欠陥を常にウォッチする仕組みを政府部内に作って、ビジネス環境改善につなげることも一案である。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

1999年の統計で、50人未満のSMEが1.3百万存在して、全雇用者数の20%、GDPの18%を占めていた。SMEの中の企業数は、1~5人の企業が96.7%、6~10人が2.6%、11~15人が0.5%、16人~25人が0.1%、26人~49人が0.1%となっている。

中小企業の実態

フォーマル経済が低迷していることから、インフォーマルセクターの雇用が、1999年の3.7百万人から5.1百万人に増加する一方で、フォーマルセクターの雇用は同時期に1.74百万人から1.76百万人にしか増加していない。労働者一人当たりの付加価値生産額も、1990年代から2000年代にかけて減少しており、訓練を受けた熟練労働者も不足している。業界団体がほとんどないことに加え、企業間の恒常的な連携が極めて弱く、効率的な取引が阻まれている。

ビジネス環境指標

	ケニア	OECD平均
起業所要日数	54日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	48%	6.80%
ライセンスの手続き数	11	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	40.00%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	17	16.9
税務所要時間	372時間	197.2時間
輸出所要日数	45日	12.6日
輸入所要日数	62日	34日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

企業登記・ライセンス取得のプロセスは、高額かつ手間がかかり、しかもライセンスの更新や検査が頻繁に必要なことから、企業のフォーマル化に対する大きな壁となっている。土地権利の取得手続きは複雑かつ非効率である上に、権利取得後も土地の利用方法に関する複雑な許認可制度が存在する。徴税システムは比較的良好に整っているが、限られたフォーマル企業に対する課税負担が大きい。税関システムは極めて非効率で時間がかかる。



## ケニアの金融事情

### (1) 金融システム全般

商業銀行は主要7行のほか地域や部族に密着した小規模な銀行から成るが、近年、銀行数は減少傾向にあり、00年末では52行である。同時期ノンバンクは17社である。93年の金融不安や金融スキャンダルを契機に中央銀行の機能強化が図られ、97年には中央銀行法が成立した。商業銀行では、政治家とのスキャンダルや多額の不良債権の存在が、以前から指摘されており、合併等による金融機関の再編議論も盛んである。政府はNational Bank of Kenyaのリストラ・民営化をはじめ、国営商業銀行の民営化を図る一方、中堅企業の資本市場への参加を容易にする証券2部市場を計画中である。また、市中銀行の貸出金利の上限と預金金利の下限を、3ヶ月物TB金利をベースに決める改正中央銀行法が01年8月に発効したが、貸出金利の上限設定は貸出金の回収リスクの大きいケニアでは、銀行の貸し渋りや銀行自身経営を圧迫するとの懸念もある。

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府は、民間貯蓄と投資の増強、金利とスプレッドの低下を主な目的に、世銀の支援を受けて金融セクターの改革を進めている。預金金利や貸出金利は市場で決められるべきで、手数料等に付いても同様としている。また、担保付貸出への支援、借入人責任の明確化と信用リスクの低下、信用情報センターの設立等を推進しNPLの削減を図っている。預金者保護のためには、新法設立や金融機関のキャパシティ・ビルディング、業績不振の小銀行の清算及びDeposit Protection Fundの機能強化を図っている。その他、開発金融機関、特に政府系の融資事業成績の良くない機関の改革を図り、農業や中小企業等戦略的に重要なセクターへの信用供与を重視している。

### (3) 金融機関の姿勢

零細・中小企業(MSME)を対象とした金融機関は、顧客数が25人以下のものから80千人を数える規模まで5000社近くあるといわれている。分野的に極めて細分化され、殆ど連携がなされずCGAP<sup>注1)</sup>の業務水準ともかけ離れている。慎重に金融業務を推進しているのはトップクラスの少数のMFI sにのみで、多くは業務成績が良好とはいえず質的に問題の多い資産を抱えている。金融サービスの拡充のためには、地理的な広がり、金融商品の拡大、経営力の強化、融資担当責任者の採用と訓練、効率的で透明な企業ガバナンスと資本強化等が課題となっている。なお、小さな貯蓄・信用組合(SACCO)では、ケニア信用組合銀行(Cooperative Bank of Kenya)やケニア信用組合連合会等支援をうけて経営強化が図られている。

### (4) マイクロファイナンス

政府は、マイクロファイナンスと貯蓄・信用組合を制度化する法規を準備中であり、当局の監督下でないSACCOへの誤解の解消と恣意的な規制の削減、中小企業の金融へのアクセスの改善を目指している。法制化が成ると、大きなSACCOは一般よりの預金受け入れが可能になり、同時に、厳しい中央銀行の免許基準やブルーデンシヤル規則の遵守が義務付けられる。金融アクセスの改善として、地方の住民や農家の金融への利便性を高めることも重要であり、異なる地域、産業等の借入人の様々なニーズへの対応も含め包括的な施策のマッピングを行なうとしている。なお、Kenya Post Office Saving Bankは広範なネットワークを持っており、制度の改革に当たって、MFI s とその他金融機関との間の送金等業務連携上の架け橋となる。

### (5) 中小企業の現状

金融へのアクセスに付いて、多くの問題に直面している。例えば、中小企業者は、事業が好調で借入れが必要な時は担保不足に直面し、企業の成長速度が鈍れば銀行や投資家の関心を失い、また、比較的小さな資金調達では調達コストが割高になる等である。

### (6) ドナーの姿勢

DFIDに代表されるドナー支援には、下記の特徴が見られる。  
①企業への貸出能力が充分にある既存の有力MFI s が、企業貸出を主力業務に育てるために必要な貸出資産の積み増しや資金調達を行なう場合の支援(Moving up-market)。  
②中小企業顧客ベースを拡大したい優れた商業銀行には、適切な金融商品や手段・ノウハウの開発支援(Movement down-market)。  
③企業個々に適した商品売り込んだ実績があり、もっぱら商業ベースに徹している中小企業金融機関には業務の全国展開と貸出資産の拡大を支援(Outreach)。  
④潜在能力の高い貯蓄・信用組合(SACCO)にはパイロットプロジェクトを実施。また、IFCは基金を設立することで出資に係る障害を解決している。資金支援のための担保や資産売却による回収を前提とせず、少ない費用で投資効果を上げる努力である。

注1) Consultative Group to Assist the Poorestの略称でMicrofinanceの資金提供者、MFI、規制当局等をメンバーとし、Microfinanceに係る研究活動の中心的存在の一つ。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:キルギス共和国

人口	2004	510万人
一人当たりGNI	2004	400ドル
インフォーマル経済の対GDP比	2004	40%
産業別比率	2004	
農業		36.6%
鉱工業		21.1%
製造業		13.6%
サービス業		42.3%

経済・社会に関する特記事項

労働人口の過半数が農業に従事し、農業・牧畜業と農牧加工業等の軽工業主体の産業構造を持つ。中央アジアのスイスと称される風光明媚な自然環境を活かした観光業等に高い潜在性を有するが、市場経済化での魅力的なサービスを提供できるハード・ソフト面での投資やノウハウの移転・蓄積が無く未開発の状況である。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	「基本法」と呼べる恒久的な基盤は無い。「中小ビジネス発展の指針(コンセプトペーパー)」(2001年閣議決定)や「投資マトリックス(後述)」(2004年大統領令)等を政策実施基盤としている。
政策立案担当省・局	経済産業貿易省の投資・企業家政策局・反独占庁・地方局
中小企業振興にかかる予算額	税制面での一定の優遇、予算措置が取られているが限定的
中小企業・産業振興組織	SMEに絞った直接的な振興組織は無い。間接的支援機関として - 投資円卓会議(Investment Round Table) - 国際ビジネス審議会(International Business Council)

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

中小企業振興について税制面で一定の配慮がされているが、WTO体制(自由経済主義)を支援するIMFの強い管理下にあり、特定の保護的・優遇的な中小企業支援措置(制度支援等)は実施されておらず、将来的にもその可能性は低い。①競争力向上、②輸出促進、③投資促進、④地方開発、の4つの視点からのSME振興が重視されており、政策・制度面での支援ニーズとしては、SME税制の改善や、行政手続きの検査行為の簡素化、官僚主義の排除、市場情報への改善などの全般的なビジネス環境改善に係わる具体的な支援が主流になる。

中小企業の実態にかかる発展段階	2
中小企業政策・制度にかかる発展段階	2~3
ビジネス環境にかかる発展段階	1~2

他ドナーによる支援アプローチ

・USAID	「Economic Reform Project」により租税法改正や財政・税務関係者の能力向上を実施。「Trade Facilitation and Investment」で、関税法・免許法・検査法・企業登記法の改正、通関手続きの改善、標準・規格・証明に係わる法制度整備と実施能力支援、投資促進に係わる官民フォーラム「投資円卓会議」の設立・運営支援等を実施。投資円卓会議は「投資マトリックス」と称するビジネス遂行・投資促進の上での阻害要因の列挙・とりまとめを行い、政権中枢に改善・法改正を求める活動を実施している。
・EU-TACIS	SECOと共同で、SMEビジネス環境調査を実施(2003・2004年)して、SME促進政策・制度の課題について分析・情報共有・啓蒙を実施。

わが国による支援アプローチの提言

我が国(JICA)はキルギス日本人材開発センターでのSME人材育成、イシュククル総合開発計画調査を通した地域開発におけるSME振興のための政策・制度設計・運用に係わる提言、農産物加工マーケティング強化プロジェクト等で、政策・制度面に間接的な支援を実施してきている。我が国との産業連関強化や投資促進に関連して強い支援の必要性は存在しないが、同国の経済発展の基礎となるべき観光産業のマーケティング強化と投資促進に資する観光クラスター強化に関わる、情報整備、マーケティングノウハウ移転、人材育成などの具体的技術協力案件実施は重要である。その際には、行政機関でなく官民の連携組織としての産業連盟等のNGOを実施機関とすることが、効果的・効率的な支援実施のために必要である。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

労働人口の約60%とGDPの50%弱を零細・中小企業セクターが占めていると推定される。2000年に登記企業数は20万社を超え、企業数、雇用数ともに増加傾向にある。

中小企業の実態

小国で製造業基盤が脆弱で、中小企業は小売・卸・サービス業(観光業)や農産物加工等の一部製造業に留まっている。しかし、近年のロシア、カザフ等の近隣諸国の成長に牽引されて、グレイなビジネス環境に対応しつつ個別・断片的な成長を遂げる製造小企業も出現している。産業構造の裾野の広がりを期待することができないため、観光立国を中心に据えてその周辺に豊かな農牧資源を活かした農産物加工業とサービス型製造業が支える産業構造の中で中小企業が発展することが期待される。

ビジネス環境指標

	キルギス	OECD平均
起業所要日数	21日	19.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	10.4%	6.8%
ライセンスの手続き数	16	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	325.2%	75.1%
法人が年間に払う税の項目数	95	16.9
税務所要時間	204時間	197.2時間
輸出所要日数	NA	12.6日
輸入所要日数	127日	14.0日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

IMF・世銀等のドナーが積極的支援を行い、中央アジア唯一のWTO加盟国(1998年)として貿易・関税自由化を中心に法制度・政策面での整備が進んでいる。しかし、行政手続き実施面で賄賂や諸手続きの煩雑さ等の課題が残っており、簡素かつ透明性・継続性の高い行政手続きの円滑な執行実現のための支援が引き続き必要。経済発展のボトルネックは投資不足にあり、ビジネス環境改善とともに観光・サービス産業等の重点セクターを絞った投資促進措置を講じる必要がある。

## キルギスの金融事情

### (1) 金融システム全般

銀行部門は小規模かつ脆弱で、これまでのところ同国の経済発展への貢献度は小さい。また、資本市場や年金・保険部門は極めて初期的段階にある。金融機関の金融仲介機能の脆弱さと、その結果起きる国民の貯蓄手段の欠如は、高い消費性向と変動及びその日暮しを助長している。

より深刻なことは、成熟した金融機関も資本市場も欠如していることで、ODAや直接投資を問わず外国の資金の流入が、成長を誘発する潜在的な梃子として機能していないことである。未成熟な金融制度は、ロシア金融危機時には大きな影響を受け、EBRDが設けたSME I Credit Lineに参加している4行のうち3行が管理下に入ってしまった。

### (2) 政府・中銀の姿勢

経済の持続的発展には、インフレを約4%に維持すること<sup>注1)</sup>や民営化の推進等に加え、金融機関の法的枠組みの強化、マイクロファイナンス等金融の多様化が必要としている。

中央銀行が金融機関の監督の任に当たっているが、能力・経験不足である。管理・監督機能の脆弱さは貯蓄信用組合 (Saving and credit unions : SCUs) やMFIsの発達にも支障を来たしており、MFIsのシェアはより緩やかな条件を出すその他競合機関に侵食されている。一方、担保の高い法定登録料が借入人の大きな重荷になっている。

### (3) 金融機関の姿勢

地場の銀行は民間企業への融資経験に欠ける。一般に、商業用資金や預金の安全性を確保するシステムが不十分とされ、銀行は、不十分な分、一層貸出に慎重

になっている。業務計画、キャッシュフローやマーケット予想の分析を主体とした基本的な審査手法はとっておらず、単に極めて短期かつ場合によっては3倍の担保を取って年利24~36%という高金利で貸し付けている。同国には、農業関連向け同国最大の融資機関であるKyrgyz Agricultural Finance Corporationがあり、預金の受け入れはせず、国営金融機関として世銀、ADBをはじめ様々な外部資金を取り入れている。このような機関でも、安定的な発展のためには確りした融資文化の定着が必要である。

### (4) マイクロファイナンス

零細、小企業向け信用供与に関し、現在約350あるSCUs及びMFIsは重要な役割を果たすようになっており、金融セクター全資産の18%を占める。しかし、大半のSCUs及びMFIsは経営経験が浅く貧弱なリスクマネジメントと内部管理、外部代理店への資金調達の完全な依存と言う弱点を抱えている。預金を受け入れることが中長期的にはSCUsやMFIsの経営安定の基盤となることが明白であるにも拘らず、預金受入のリスクを懸念して、どの機関も預金受け入れの免許を取得していない。

### (5) 中小企業の現状

商業銀行が短期かつ高利の貸付を主体とし、加えて、役所的で非効率な借入れ手続きが、多くの中小企業の借り入れ意欲を削ぐ結果となっており、友人や家族、金融業者からの高利借入れに向かわせている。一方、Micro and Small Enterprise Finance Facility (MSEFF) を利用した中小企業の90%は銀行借り入れが初めてであり、MSEFFは企業にインフォーマルな金融からフォーマルな金融への転換を促すことに多大な貢

献をしている。その返済確率が高く、借り入れのリピートが起きていることはキルギスの中小企業の資金需要が旺盛なことを物語っている。

### (6) ドナーの姿勢

ADBを中心にIMF及び世銀等が行った02年の金融セクター調査に基づくTAを受けて、政府は、預金者の信頼回復と銀行の金融仲介機能強化を目的とした金融改革計画を作成した。

ADBは銀行セクターのリストラ・統合を支援するほか、World Bank及びIMFと緊密に連携して、特に銀行の金融仲介機能の向上、銀行業務の効率化、資本市場の強化等に重点を置くとしている。また、企業会計と報告の透明性向上を支援している。

世銀は地方の金融支援のほか、倒産した取引先の残余財産への中小企業のアクセスを容易にすること、手続が容易かつ低金利での借入れが可能な制度整備、マイクロファイナンスの支援等に注力している。また、USAIDは銀行経営に、EU-Tacisはノンバンク金融機関を支援しており、EBRDはMSEFFを通じて零細・小企業を支援している。

新規負債の制限や税金徴収力の強化、公共投資資金の外部調達を2005年までにGDPの4%以下に抑えてインフレを約4%にするとしている。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表

国名:ラオス

	年	
人口	2005	570万人
一人当たりGNI	2005	390ドル
インフォーマル経済の対GNP比		n.a.
産業別比率	2004	
農業		47.2%
鉱工業		27.1%
製造業		20.5%
サービス業		25.7%

経済・社会に関する特記事項

アジア経済危機の際、国内マクロ経済運営のまずさから、高率のインフレ及び為替レートの下落に直面した。現在は緩やかな回復基調にある。外国投資を誘致して(1996-1997にはGDPの8%)、周辺諸国特にタイからの直接投資が流入し、オートバイ組立や縫製業で輸出向け生産が活性化したが、2000-2001には4%へと落ち込んでいる。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	Decree on the Promotion and Development of Small and Medium Enterprises首相令(2004)
政策立案担当省・局	National SME Promotion and Development Office (SMEPDO)
中小企業振興にかかる予算額	SMEPDOは2005-2006に25万ドルを予算要求しているところである。
中小企業・産業振興組織	

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

2004年の首相令のもと、中小企業の振興策全般を実施・調整するための組織であるSMEPDOがNational SME Promotion and Development Committeeのもとに設立された。Ministry of Industry and Handicraftの下に位置しているものの、予算や意思決定は独立している。このように、中小企業政策の立案・調整は一元化されているが、実質的にビジネス環境を改善するのは、各省のレベルであることから、実務レベルでの能力強化が必要である。

中小企業の実態にかかる発展段階	1
ビジネス環境にかかる発展段階	1
中小企業政策・制度にかかる発展段階	2

他ドナーによる支援アプローチ

・ADB	Advisory Assistance on Small and Medium-sized Enterprise and Private Sector Development及びPrivate Sector Development Program (どちらもTAを通じた、中小企業法の実施体制の強化(法律の整備、人材育成)、ビジネス関連法のレビュー・改善提案、商業法関連の裁判官のトレーニング、調停裁判所への提言、商業法に関する啓蒙活動、企業登記・ライセンス制度の効率化のための支援、小規模企業のための簡易税の検討、投資の許認可・手続きや輸入手続きに対するレビュー。
・UNIDO	SME法のドラフト作成支援。
・EU&GTZ	輸出振興への支援
・SIDA	法人税改革

わが国による支援アプローチの提言

SMEPDOに対する直接的支援は、ADB、UNIDO、GTZが行っていることから、次の段階として、SMEPDOと緊密に協力しつつ、各省の実務レベルに対して、個別具体的なビジネス環境の改善のための支援を行う必要がある。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

1996年のGTZの調査によると、146,000社の零細・小企業があり、259,000人を雇用している(大企業の雇用は22,000人)。従業員の数は平均1.9人と、零細企業がほとんどである。

中小企業の実態

ラオスは、家族経営の零細企業が極めて多いが、労働集約的で付加価値が低く、マネージメントのノウハウが蓄積されていないことから、開始して1年以内、ないしは数年で閉鎖するものが多い。また、市場が小さく分散されていて規模の経済が働かない、という問題も大きい。企業化の教育水準が低く、零細・インフォーマルなレベルから脱却できない。小規模企業の5%しか、職業訓練を受けておらず、しかも、技術的なことがほとんどで、経営や財務に関する訓練はほとんど受けていない。

ビジネス環境指標

	ラオス	OECD平均
起業所要日数	198日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	15%	6.80%
ライセンスの手続き数	24	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	225%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	31	16.9
税務所要時間	180時間	197.2時間
輸出所要日数	66日	12.6日
輸入所要日数	78日	14日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

商業法や担保取引法が不備であり、ビジネスにかかる紛争を調停する司法システムが働いていない。登記、ライセンス制度が極めて煩雑でコストが高く日数もかかり、ビジネスを大きく阻害している。外国投資や貿易の手続きが非効率で、非関税障壁も高く、円滑な投資・貿易を阻害している。

## ラオスの金融事情

### (1) 金融システム全般

92年の商業銀行法制定で、中央銀行業務と商業銀行業務が分離され、商業銀行への経営自主権の付与と中銀の規制監督権限の強化が行なわれた。銀行組織は、融資能力の強化と国民の信頼獲得を目的とした再編が行なわれて、従来7行あった国営商業銀行は集約されて2行になり、国立農業振興銀行と合わせて3国営銀行<sup>注1)</sup>となった。その他では、1民族資本銀行と外国との合弁の2商業銀行と外国銀行支店<sup>注2)</sup>があるが、有力な資本市場やノンバンク金融機関は存在しない。上記の改革が進んではいるものの、実態的には銀行システムは緒に就いたばかりである。銀行貸出のうち82%が民間部門向けではあるが、その残高のGDP比は6.7%と極めて小さい。民間セクター育成のためには、金融仲介機能の向上が、今後の課題である。

### 国内貸出・預金比較

	民間セクター向け国内貸出の対GDP比(%)	国内預金の対GDP比(%)
ラオス	6.7	13.5
カンボジア	7.8	9.4
ベトナム	58.9	28.3
タイ	78.1	33.4
マレーシア	112.8	43.8

但し、上表、ラオスでは、05年の11月間では、電力、セメント、鉱業を中心に貸出が46.5%増加（民間向けでは53.6%増加）したものの、預金は伸び悩んだ。

注) 上記数字は、ラオスとカンボジアは2003年、その他は2004年

出所：ADB、Preparing the Private Sector Development Program (ADB TA No. 4526-LA0)

### (2) 政府・中銀の姿勢

中銀の独立性が充分確保されているとは言えず、98年には、財政赤字を中銀貸出で補填したM2が急増し高インフレに陥った。一方、預金金利や貸出金利は中銀の強い監督下にあり、市中のインフレを大きく下回る水準におかれるなど、金融セクターは市場原理から乖離した状態にある。このため、国民は貯蓄に向かう資金の大部分を外貨や貴金属に形を変えて退蔵している。このような状態では、投資に見合う国内貯蓄の確

注1) 3行の貸出シェア合計は全体の2/3を占める。

注2) 進出外国銀行7行中、6行がタイ系の銀行支店であり、1行が英国系銀行の駐在員事務所である。

注3) 02年終了

保は難しく、I-Sギャップは拡大したままで、不足分を外国からのODA借入れ等でカバーする構造になっている。

I-Sギャップ (GDP比) 単位：%

	95年	00年	01年	02年	03年
I-Sギャップ	-13.0	-5.4	-5.6	-5.1	-5.5

出所：国際金融情報センター：ADB Outlook、2003年のみIMF Country Report (January 2005)

### (3) 金融機関の姿勢

中小企業融資に関し、金融機関は、借入人である企業が融資に必要な情報を提出しないこと、企業の中には信頼できる財務諸表を作る能力さえ無い企業も多いことを問題としており、銀行員が企業に代わって必要書類を作ることもある。金融機関にとって時間のロスであり、企業の情報そのものが歪曲される恐れも指摘されている。

銀行の与信は短期貸とO/Dが大半で、中期貸付は一部の優良顧客に限られている。銀行は土地と建物しか担保として認めないが、中小企業の大半は十分な担保を持っていない。

また、企業は日々の資金の出し入れで銀行を利用しないので、銀行は生きたキャッシュフローのトレースができず、銀行の貸出判断や事後管理を難しくしている。その他、法の執行力が弱いこともネックになっており、結局、ローンオフィサーは顧客と密着して情報を得るしかなく、フォーマルな金融を限界的なものにしている。

従って、中小企業の実情を踏まえた会計制度の簡素化、ノンバンク金融機関の育成（政府）、中小会計法令に則って正確・適切な財務諸表の作成（企業）、担保に偏ることなくキャッシュフローベースの貸出の開発（銀行）、等がステークホルダー其々に課された課題である。

### (4) マイクロファイナンス

United Nations Capital Development Fund (UNCDF) がラオスで行なった試験的なマイクロファイナンスの

経験を参考に、政府はマイクロファイナンス政策を策定し、持続可能なマイクロファイナンス振興に向けた環境整備に乗り出している。

### (5) 中小企業の現状

銀行の金融仲介機能が不十分なラオスにあっては、不足する資金を財の供給者（サプライヤー）の金融に頼る傾向が中小企業のみならず大企業においても多い。

企業の資金調達先（企業規模別） 単位：%

	銀行借り入れ希望の企業割合	銀行	供給者	友人・親戚	金融業者	その他
大企業	(76.2)	10.3	51.7	17.2	10.3	10.5
中企業	(73.4)	4.5	51.5	19.7	7.6	16.7
小企業	(67.0)	3.7	54.5	23.8	6.0	12.0
零細企業	(65.1)	1.9	46.3	27.8	1.9	22.1

出所：ADB、Preparing the Private Sector Development Program (ADB TA No. 4526-LA0)但し、原データはGTZの調査に基づく。

零細企業では、銀行からの借入れが難しいばかりか、規模の大きい企業に比べて供給者からの金融も難しく、友人・親戚等のインフォーマルな金融に頼らざるを得ないのが実態である。また、上記表からは、規模が小さい企業ほど、銀行借入れは難しいと諦めている可能性もあることが推測できる。

### (6) ドナーの姿勢

UNCDFは、持続可能で健全な融資を基本理念に、98年に同国で最初のマイクロファイナンスを試験的に実施し、2年半<sup>注2)</sup>で3000件以上の貸出を実行し、返済率はほぼ99%であった。更に、法的な許可を得たマイクロファイナンスの設立をラオス政府と検討したが、結局時期尚早ということになった。

世銀は、90年11月に制定された企業会計法の国際会計基準への整合化支援を行っており、08年の施行を目標に同国財務省会計局で改定作業中である。

自動車やトラック、事務機器リースを行う中小リース会社は存在するものの、まだファイナンスリース会社が無いことを鑑み、ADBはその設立を提案している。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名：マレーシア

	年	
人口	2002	2,480万人
一人当たりGNI	2002	4,650ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2002	31%
産業別比率	2004	
農業		9.5%
鉱工業		50.4%
製造業		31.4%
サービス業		40.1%

経済・社会に関する特記事項

マレーシアは、1980年代半ばから、積極的に外資誘致を図るとともに、自動車産業に見られるように、政府主導で選択的輸入代替工業化を図ってきた。結果として、電気電子製品が輸出の6割を占め、中間財が輸入の7割を占めるという特異な産業構造を形成している。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無 政策立案担当省・局	特になし 一元化されておらず、国際貿易産業省、起業家開発省、中央銀行、人的資源省(職業訓練)がある。
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	Small and Medium Industries Development Corporation (全般) Malaysia External Trade Development Corporaiton (貿易) Malaysia Industrial Development Authority (投資) National Productivity Corporation (生産性) Malaysian Technology Development Corporation (ベンチャー) National SME Development Council (金融)

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

中小企業振興に省・組織間の連携が不足している、という指摘が、これらの組織の中でなされている。また、政府の振興施策の内容や存在そのものについての情報が、中小企業に対してあまり伝わっていない。2002年に今後の中小企業振興のフレームワークを策定するためのタスクフォースが設置され、中央銀行がこの事務局の役割を果たしており、当該タスクフォースでは、新たな中小企業法の検討、SMEインスティテュートの設立、既存の法律や振興策のレビューを行っている。

中小企業の実態にかかる発展段階	4
ビジネス環境にかかる発展段階	2
中小企業政策・制度にかかる発展段階	4

他ドナーによる支援アプローチ

わが国による支援アプローチの提言

中小企業振興のフレームワーク策定のタスクフォースの動向を把握しつつ、中小企業振興に関する一元的アプローチについて、わが国の経験を伝えるような研修が有効。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

Companies Commissionのデータでは、2002年6月において、登録企業は合計588,492社で、うち9.1%が製造業で、製造業のうち48,197社が中小企業で、製造業事業所の90%以上が中小企業である。

中小企業の実態

外資と内資は、マレーシア国内に別個の製造業の生産体系を形成してしまっている。外資の輸出入依存度はともに高く、内資は輸入代替を目指すものの、輸入依存度は高いが輸出依存度は低いという構造となっている。特に、外資系企業は、立地と生産構造の2面で、地場企業ないし国内産業とのリンケージが切断されている。中小企業の多くは、国内市場に依存し、輸出の機会を認識していない。

ビジネス環境指標

	マレーシア	OECD平均
起業所要日数	30日	6.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	21%	6.80%
ライセンスの手続き数	25	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	82.70%	75.10%
法人が年間に払う税の項目数	28	16.9
税務所要時間	n.a.	197.2時間
輸出所要日数	20日	12.6日
輸入所要日数	22日	14日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

ビジネス環境に特段の問題はない。

## マレーシアの金融事情

### (1) 金融システム全般

政府は01年に金融部門マスタープラン及び証券市場マスタープランを発表し、国際化に対応できる金融市場の構築を目指しており、現在は金融マスタープランの第二段階である「国内金融機関同士の競争促進の段階」を迎えている。更に、07年の外銀への市場開放準備として、銀行の再編が継続中である<sup>注1)</sup>。

89年に、銀行・金融機関法 (BAFIA) を制定して中銀に大きな銀行監督権・規制権限を与えると共に金融機関にはブルーデンス規制を遵守させている。証券市場では、88年に中小企業のための二部市場をクアラルンプール証券取引所に設置、99年にはベンチャー企業のためのMESDAQを設置したが、02年にMESDAQとクアラルンプール証券取引所<sup>注2)</sup>とが合併して利便性の向上を図っている。

預金、貸出とも78年に一旦は自由化されたが、その後徐々に規制が設けられ、98年8月以降、貸出金利は政策金利をベースとするBase Lending Rate (BLR = (3ヶ月物インターバンク介入金利) ÷ (1 - 法定準備金率) + 2.25%) を中心に決められている<sup>注3)</sup>。

一方、預金金利は98年以降再度規制対象となっている。なお、マレーシアは90年にオフショア市場を開設して、外貨取引関する取引を厳格な管理を継続している他、イスラム金融も積極的に進めている。

### (2) 政府・中銀の姿勢

政府は、従来、中小企業金融専門銀行は不要との立場をとり、一般商業銀行に有形・無形の圧力をかけて中小企業向金融を奨励する他、政府系金融機関にも中小企業金融の義務を負わせていたが、近年、新SME銀行を設立した。更に、信用保証公社への出資比率の引き

上げるなど、中小企業育成を本格化させている。また、政府は71年の新経済政策 (NEP) 以来一貫してプミプトラ政策 継続しているが、その中心課題には中小企業施策があり、プミ系中小企業育成のため中小企業金融に於いても強い指導力を発揮してきた。この様な政府施策にも拘らず、弁護士、会計士等の専門職のみならず企業家においても、人口比では華人の占める割合が高いのが現状である。

### (3) 金融機関の姿勢

05年10月、政府系金融機関であり、中小企業金融では主にプミプトラ企業を対象とするBank Pembangunan Dan Infrastructure Malaysia Berhad (開発・インフラ銀行) とBank Industri & Teknologi Malaysia Berhad (マレーシア工業技術銀行) とが合併して新SME銀行が誕生した。その他、Malaysian Industrial Development Finance Berhad (マレーシア産業開発銀行) も中小企業金融を手がけている。信用保証機関としてはCredit Guarantee Corporation Malaysia Berhad (信用保証公社)<sup>注5)</sup>がある。その他、財務省が株式の99%保有するPerbadanan Nasional Berhadはプミプトラ企業への出資を行っており、起業家開発省が監督している。また、Perbadanan Usahawan Nasional Berhad (国営企業化公社) はプミプトラベンチャービジネスを対象にイスラムベースのベンチャーキャピタルファンドを運営している。その他、ファイナンスカンパニーやマーチャントバンクも中小企業の資金調達で一定の機能を果たしている。

### (4) マイクロファイナンス

政府は、特にマレー系資本の企業にはプミプトラ政策の一環として、信用保証をはじめ金融面で手厚い支援

をしている。貧困層へは保証付きマイクロファイナンスもあり、都市部のMFI sは給与所得者を対象にしたサービスも行っている。

一方、地方の信用組合は限界的な発展に留まって、政府は活性化を図っているものの信用組合の組織化は全体として低調である。マイクロファイナンス専門機関はNGOから資金を調達しているが、有力なMFI sは1機関のみであり、その他一握りの機関が存在するにすぎない。その中で、Amanah Ikhtisar Malaysia (AIM)はNGOとして87年に設立された最も古い機関であり、政府からの多額の財政援助と監督の下で小規模企業等への金融を行っている。

### (5) 中小企業の現状

世銀の分類では、マレーシアはUpper middle income countryの範疇に属し、中小企業の金融へのアクセス環境も相対的に整っている。しかし、担保不足や正確な経営情報の不足から銀行借入れが難しく、依然としてインフォーマルな金融を利用する企業も少なくない。

### (6) ドナーの姿勢

各ドナーとも、中小企業金融分野での対マレーシア支援財源は既に少なくなっており、一方、マレーシア側からは、支援要請が専門的な技術支援に絞られつつある。

注1) 99年7月中銀は規模問題を解決するために、58あった地場銀行を6グループへ集約する計画を打ち出したが、組み合わせ決定が強制的で結滞過程が不明確である等の批判が噴出して。そのため、銀行存続の基準を新たに設け、相手先は銀行の自主性に任せるとしてグループ化を促し、現在10グループとなっている。

注2) 04年1月には株式会社化。

注3) 04年4月、中銀は計算方法を各行自由にすることに改めたが、実質的に追随する銀行は少ない。

注4) 71年の新経済政策 (NEP) 以来、人口の6割を占めるマレー人の経済的地位の向上を目指した「プミプトラ政策」が一貫して取られているが、弁護士、会計士等の専門職のみならず企業家においても依然華人の占める割合が高い。

注5) 1972年7月5日、マレーシア会社法に基づき設立された。主たる目的は、担保が不十分か、担保がないか、あるいは業績記録がないような小企業に対して、金融機関からの融資が得られるよう援助することにある。CGCは支店を持たないが、その株主である37商業銀行及び40金融会社の2600以上の支店ネットワークを通じて業務を運営している。1994年以降、CGCの保証対象は、重点部門におけるSMEsを育成し発展させようとする政府の努力を補完するため、中規模企業まで拡大された。大株主は70%の株式を保有する中央銀行である。従来、民間金融機関の出資割合が非常に高かったが、中央銀行の出資比率引上げで政府による支援が強化された。

制度・政策、ビジネス環境 国別要約表  
国名:メキシコ

	年	
人口	2004	1億 380万人
一人当たりGNI	2004	6,790ドル
インフォーマル経済の対GNP比	2004	30%
産業別比率	2004	4.1%
農業	2004	26.4%
鉱工業	2004	18.1%
製造業	2004	69.5%
サービス業	2004	

経済・社会に関する特記事項

堅調な米国経済とNAFTA(1994年発効)効果に牽引されて全体として良好な経済パフォーマンスを維持。1億を超える人口を有して経済規模は世界11位、OECDにも加盟(1994年)している。一方、地方格差が激しく国民の50%が依然、貧困レベルにある。日本とのEPAも発効し経済開放に伴う競争激化に耐える零細・中小企業の強化による貧困克服が求められる。

中小企業政策・制度指標

中小企業基本法の有無	基本法は存在しないが、関連法制度が存在する。
政策立案担当省・局	経済省、政策開発省(SECODAM)中小企業地域振興局
中小企業振興にかかる予算額	n.a.
中小企業・産業振興組織	国家中小零細企業審議会(1995年設立)、 全国企業競争力センター、産業技術開発センター、 企業競争力地方センター、産業技術情報センター(INFOTEC)、 全国コンサルティング企業協会

中小企業政策・制度にかかる定性的評価及び支援ニーズ

中小企業振興の重要性に係わる認識が普及し、様々な取り組みが実施されている。一方で、競争力あるフォーマルな中小企業を増加させるための政策・制度の普及と全国レベルでの円滑な実施について継続的な改善努力が必要。特に、地方における政策・制度の円滑な実施が行われておらず地域格差が大きい。地方府公務員と関連機関の実施能力向上や、整備されつつある中小企業診断制度等の官民協同分野の広域的な実施能力強化を通じた、一層の政策・制度の改善と運用能力向上が求められる。

中小企業の実態にかかる発展段階	2～3
中小企業政策・制度にかかる発展段階	2～3
ビジネス環境にかかる発展段階	1～2

他ドナーによる支援アプローチ

・世銀  
重点課題の中に「競争力強化」と「制度改革」を設定。2006年に入って3億ドルの競争力開発ローンを承認。この中で、ビジネスに係わる制度改革や独占禁止法の施行改善等による投資環境改善を進める。同時に、公務員研修、貧困者による司法利用手続きの改善、商法・民事関連の裁判手続きの効率化などを実施する予定。

わが国による支援アプローチの提言

わが国(JICA)は「サポーターインダストリー振興開発調査」(1996～1997年)、「要素技術移転計画調査」(1997～1999年)、「ケタロ州産業技術開発センター事業」(1998～2001年)、「中小企業コンサルタント養成・認定制度計画調査」(2001年)、同フォローアップ調査(2002年)等の、中小企業振興に係わる産業技術と政策・制度面での支援を継続的に実施している。メキシコは北米進出の日系製造業にとって重要な拠点地域であり、北米・中南米地域の製造業を中心とする国際産業連関の強化に資する技術協力を通じたメキシコ中小企業の一層の競争力強化と雇用機会の創出、貧困改善は引き続き重要な支援ニーズであり、世銀もこの分野での対応をしている。これまでの裾野産業育成、中小企業診断制度確立に係わる技術協力で得られた政策・制度面での一定の改善成果をさらに全国に効果的に波及させるための支援アプローチが有効であると考えられる。

中小企業数、中小企業の産業に占める割合等

製造業における零細企業は30名未満、小企業は100名未満、中企業は500名未満として定義。商業・サービス業では100名未満が中小企業。350万以上に上る事業所数の99%以上が中小零細規模で、零細企業が95%以上(インフォーマル起業と個人事業主含む)と推定されている。

中小企業の実態

零細企業が多いことに見られるように、発展度の低い国内市場を主要顧客とする低品質・低効率の生産・サービスを提供する事業者が多く(弱い内部競争力)、市場開放政策の下で厳しい競争(外部環境変化)にさらされている。特に、増加するFDI企業や大企業にコスト・パフォーマンスの高い部品やサービスを提供できる中小企業(裾野産業)が育っておらず、中小企業、特に製造企業の内部競争力強化による裾野産業育成、中小企業の底上げによる産業チェーン強化が必要。また、制度改革、ビジネス環境改善を通じたインフォーマル企業のフォーマル化促進も課題である。

ビジネス環境指標

	メキシコ	OECD平均
起業所要日数	58日	19.5日
起業のコスト(対一人当たり所得比)	15.6%	6.8%
ライセンスの手続き数	12	14.1
ライセンスの手続き費用(対一人当たり所得比)	159.0%	75.1%
法人が年間に払う税の項目数	49	16.9
税務所要時間	536時間	197.2時間
輸出所要日数	18日	12.6日
輸入所要日数	26日	14.0日

ビジネス環境にかかる定性的評価及び支援ニーズ

改善されつつあるとはいえ、政府機関のガバナンス、汚職の問題が存在し、諸手続きの煩雑さ・不明確さが零細・中小企業のインフォーマル化の原因となっている。特に、一部の投資促進地域と全国レベルのビジネス環境の差が極端に大きいことが課題。Doing Business指標で、最もビジネス環境の良い州と最悪の州では、起業日数で29日対58日、起業コストで10倍、資産登記日数で29日対94日、等の格差がある。行政手続きの一層の透明性向上と効率化、ワンストップレジストリー等の手続き簡素化を進める必要がある。



## メキシコの金融事情

### (1) 金融システム全般

金融市場は国内政治や経済指標よりも世界の新興市場への資金フローや米国市場に大きく左右される傾向にある。94～95年の通貨危機以来、金融システムの再建が図られコーポレートガバナンスや透明性、投資家保護に関する改革も進められており、不良債権比率は05年第1四半期には2.42%まで改善し、金融機関の自己資本比率も13.71%まで高まった。

98年末の外資参入障壁の撤廃で銀行部門の外資の参入が加速し、銀行システムの総資産に占める外資系銀行合計資産の比率が90%にも達し、ラテンアメリカの中でも最も外資比率の高い国になっている上、大手3行の合計シェアが6～7割を占める構造にある。

93年に中堅企業の株式上場を支援する目的で株式第二市場を設けたが現状、不活発である。

### (2) 政府・中銀の姿勢

通貨・金融危機後、銀行システムの再建が進め、00年に新破産法及び新保険法を制定、01年には金融改革関連法を設立して、監督・規制体制は国際基準に近いところまで来ている。その結果、法令・規則の遵守度は高く、健全性等の指標も改善している。金融監督機関として中銀の他、財務公債省、国家銀行委員会、国家保険補償委員会、国家金融サービス利用者保護委員会等がある。政府系金融機関は直貸のほか商業銀行、ノンバンクを通じたツーステップローン提供するほか、Nafin<sup>注1)</sup>等では商業銀行の融資保証も行なっている。

### (3) 金融機関の姿勢

信用供与の中核をなすのは商業銀行である。その他、05年6月現在では限定目的金融会社(SOFOLES)が52

社、うち中小零細企業向け金融を営む会社が10社ある。SOFOLESは全体では1,900億ペソの債権残高を有し、優れた債権回収のノウハウを持つと言われており、不良債権比率は2.96%である。ノンバンクには、限定目的金融会社のほか信用組合、リース、保証会社等があり、民間では各金融機関が持株会社のもと金融グループを形成することが多い。

金融仲介機能は依然遅れており、企業向け貸出は概ねマイナスのまま推移していたが05年に入りようやく拡大傾向にある。課題は、司法制度の欠陥や法執行が難しいこと、企業の情報開示不足、債務者倫理の欠如等を理由に、銀行が新規貸出に消極的なことである。

### (4) マイクロファイナンス

メキシコに約30万社あるといわれる小企業の大半は女性が経営しており、小額の金融を、預金を集めることが出来ない金融機関(SOFOL)に依存している。同国の場合、首都及び米国国境地帯と中南部農村地帯の格差が大きく、更に拡大する傾向にあり、ジニ係数はOECD加盟国の中では最も高く、中南米の中でも高い部類に入る<sup>注3)</sup>。広範かつ効率的な金融システム構築が、メキシコの競争力の鍵になると言われる所以である。

### (5) 中小企業の現状

中小企業及び個人の金融へのアクセスは限られており、首都圏の成人の約75%、個人事業者の約85%が銀行取引をしていないといわれている。決済システムの問題や、景気の先行きに対する不確実性、貸出金利の高留まり感等から借入れ意欲が減退していることも、限定的な金融アクセスの要因となっている。

### (6) ドナーの姿勢

IFCは地場金融機関を通じて中小企業の金融アクセスの改善を図っている。同時に、メキシコを含むラテンアメリカ、カリブ海諸国でのマイクロファイナンス振興のため、域内で活動する民間運営の特定基金への投資も行っている。また、フォーマルな経済から外れて活動する女性や先住民、地方住民へも働きかけている。IFCはMFI sの一つであるMexico's Financiera Compartamosを支援している。

注1) Nacional Financiera。メキシコ最大の国営開発銀行。金融から阻害された中小企業の育成を目指す。

注2) 但し、零細中小企業向けは11.13%と業務分野中最も高い(出所: 国家銀行証券委員会)

注3) OECD28ヶ国中28位で54.6(最低はデンマーク24.7、日本は24.9)、中南米20ヶ国中13位(最低はジャマイカ37.9、最高はグアテマラ59.9) : 世銀World Development Indicator 2005

注4) 主要な目的はマイクロファイナンス機関と金融・資本市場を結びつけること、及び民間の投資家育成にある。